

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 近 藤 司

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和2年1月8日から同年2月19日までの間に実施した定期監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第14項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 経済部・総務部・出納室
- 3 監査の範囲 平成30年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 寺 村 伸 治・柿 並 哲 也・近 藤 司
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成30年度に実施した事務事業の執行については、概ね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

経 済 部

1 経済部の主な事務事業

(1) 産業振興課

- ア 商業及び工業等の振興に関する事。
- イ 企業に対する融資及びあっせんに関する事。
- ウ 商業振興施設に関する事。
- エ 企業用地の造成及び企業誘致に関する事。
- オ 労働雇用に関する事。
- カ 勤労者福祉に関する事。

(2) 運輸観光課

- ア 観光資源の調査及び開発に関する事。
- イ 物産の開発、宣伝及び普及に関する事。
- ウ 観光施設の整備及び観光宣伝に関する事。
- エ 観光交流施設及び東平記念館、森林公園ゆらぎの森に関する事。
- オ 運輸に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- カ デマンドタクシー、バス交通に関する事。
- キ 渡海船事業に関する事。

(3) 農林水産課

- ア 農業、林業、漁業の振興に関する事。
- イ 米の生産調整に関する事。
- ウ 市有林の経営計画及び管理に関する事。
- エ 有害鳥獣駆除及び鳥獣飼養許可に関する事。
- オ 市民の森に関する事。
- カ 別子木材センターに関する事。
- キ 共同及び区画漁業権の調整に関する事。
- ク 漁港の計画、設計、施工、監督及び管理に関する事。
- ケ 自然農園に関する事。
- コ 農業委員会の委員の選任に関する事。

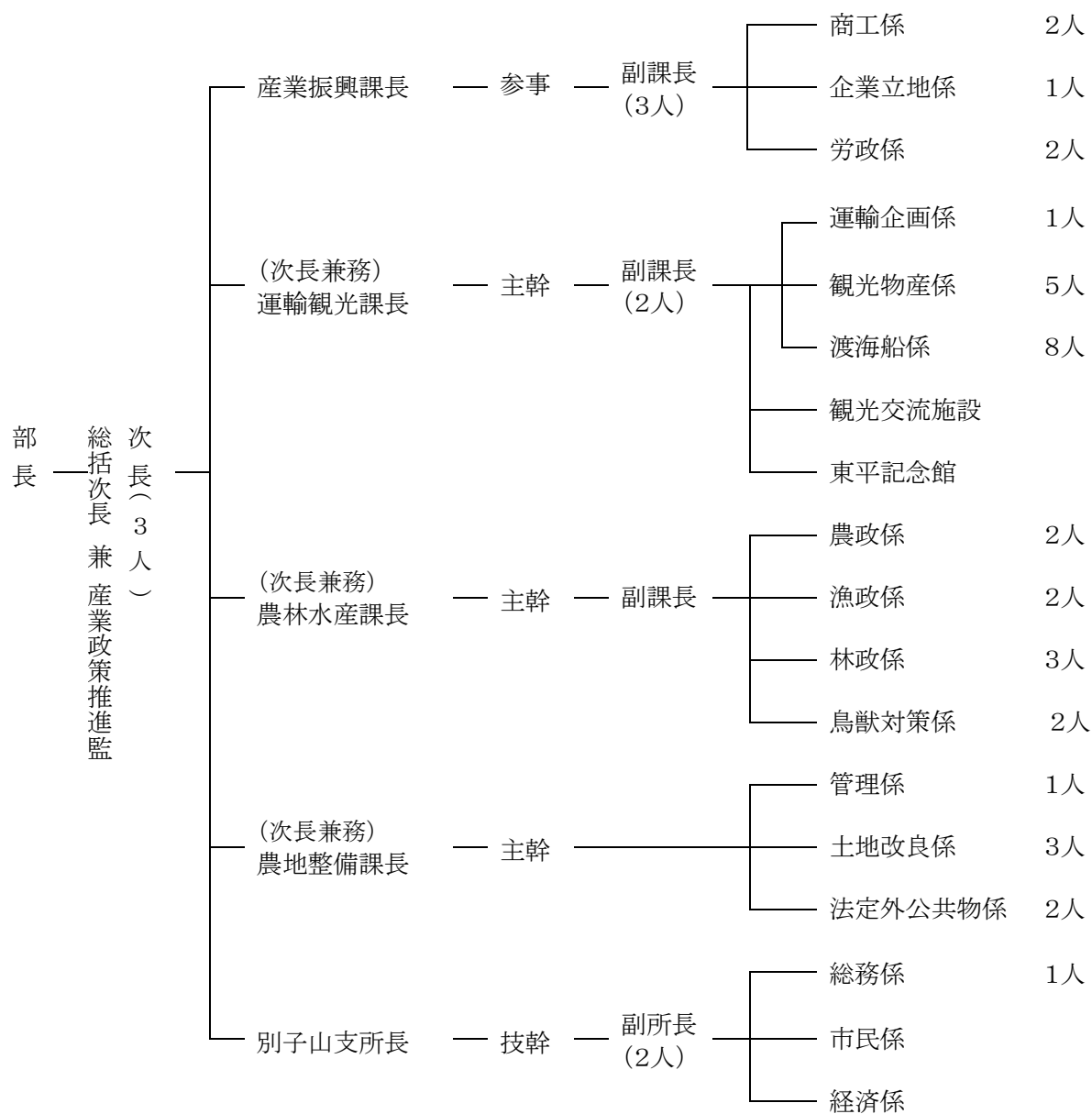
(4) 農地整備課

- ア 土地改良事業の計画及び推進に関する事。
- イ 土地改良事業の設計、監督及び技術指導に関する事。
- ウ 土地改良事業の受託工事の施行に関する事。
- エ 農業水利に関する事。
- オ 農業用樋門の管理に関する事。
- カ 土地改良区の設立、合併及び解散に関する事。
- キ 法定外公共物の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

(5) 別子山支所

- ア 庁舎及び庁舎敷地の維持管理
- イ 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- ウ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行
- オ 水道に関する事項
- カ 観光、物産及び登山情報に関する事項
- キ 別子山地域バスの運行に関する事項

2 職員の配置状況 55人 (平成31年4月1日現在)



3 平成30年度に実施した主な事業

(1) 企業立地促進対策費

産業振興と雇用の促進を図り、地域経済の発展に資することを目的に、本市に新設、移転等を行った企業に対し企業立地促進奨励金等の奨励措置を講じる。このことにより、高付加価値型、先端技術型への移行を促進するなど、本市産業の活性化と多様化及び雇用の拡大に寄与した。

<事業費> 387,545,960円

(愛媛県地域産業活性化協議会負担金 71,960円を含む。)

奨励金一覧

(単位：千円)

種別	件数	補助金額
企業立地促進奨励金	8	112,935
市内企業活用奨励金	3	22,303
雇用促進奨励金	5	23,500
用地取得奨励金	2	54,216
繰越分	3	174,520
合計	21	387,474

(2) 中小企業金融対策費

市内中小企業の育成振興を図るため、金融機関等に対する預託による融資制度を設けており、中小企業振興資金特別融資制度においては、運転資金、設備資金を低利で融資し、経営の安定等を図り、中小企業設備近代化資金融資制度においては、合理化と設備の近代化、ベンチャー企業の育成を図った。

これらの各融資制度により、中小企業の資金需要に応えると共に、中小企業の経営の安定、活力ある成長発展に寄与した。

<事業費> 419,518,802円

(3) デマンドタクシー運行事業費

高齢者や障がい者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保するため、デマンド型乗り合いタクシーの運行を実施した。対象地域は、バス交通空白地域である川東地区と上部地区(別子山地区を除く)とし、月～土曜日まで1日8便(土曜日は1日5便)運行した。平成30年度の利用人数は19,545人、運行台数は9,085台であった。

参考：登録者数2,200世帯、3,340人(H31.3末現在)

<事業費> 29,317,295円

(利用料収入6,622,250円、国庫補助金等4,307,000円を含む。)

(4) 森林環境保全整備費

健全で活力ある森林を育てるとともに、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を発揮するために、間伐などの森林整備の推進を図った。

(森林整備面積 19.76ha、作業路開設 1,541m)

<市事業費> 2,609,000円

(5) 市単独土地改良事業

県で採択されない事業及び受益面積5ha以下の農地を対象とし、農道、かんがい排水施設等の農業用施設の基盤整備を進めることにより、営農労力の節減、農業経営の合理化、効率的な水利用等が図られた。さらに公益的側面として、地域の交通の利便性向上、雨水排除による自然災害の防止効果等の効果が得られた。

<事業費> 91,026,759円

(内訳) 市事業費：84,459,335円(原材料費1,259,175円、消耗品費249,264円を含む。)

地元負担：6,567,424円

整備箇所数 39箇所(水路改修等：23箇所、揚水機改修：4箇所、その他(農道等)12箇所)

(6) 別子山地域バス運行費

別子山地区と市街地とを結ぶ公共交通機関である別子山地域バスの定期運行を実施した。平成30年度は1日3往復、6便運行し、主に別子山地域の高齢者や学生、市内から別子中学校へ通う生徒達の通学・通院・買い物などに利用されており、延べ利用者数は6,401人であった。

<事業費> 19,645,867円

4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
商業振興センター使用料	163,592	163,592	0
喜光地イベント広場使用料	136,600	136,600	0
自動販売機設置使用料 (商業振興センター)	149,162	149,162	0
ゆらぎの森敷地使用料	2,474	2,474	0
自動販売機設置使用料(東平記念館)	60,919	60,919	0
渡海船輸送収入	14,875,030	14,875,030	0
漁港施設占用料	54,900	54,900	0
自動販売機設置使用料(漁港施設)	60,000	60,000	0
管理道路占用料	7,040	7,040	0
登録手数料(林務)	10,200	10,200	0
法定外公共物占用料	34,708	34,708	0
水道使用料(別子山)	1,230,600	1,230,600	0
地域バス乗客収入(別子山)	1,937,950	1,937,950	0
簡易水道手数料(別子山)	7,200	7,200	0

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和2年3月2日付け）

(1) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、システムへの入力誤りによる支給額の過払いが生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(農地整備課)

<回答>

時間外勤務システムへの入力誤りによる過払いについては、時間外勤務手当等集計表及び個人別集計表を訂正し、適正な支給額を算出のうえ、人事課に依頼して返戻処理を行いました。

今後は、複数の目で確認するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行います。

(2) マイン工房について

東平地区に立地するマイン工房の利用者数は、平成29年度153人、30年度175人と低迷を続けている。当工房は銅板レリーフの銅工芸を手軽に楽しんでいただくことのできる産業遺産観光の目玉施設の一つであり、多くの方々に利用していただくことによって、銅のまち新居浜を全国に向けて発信できるのではないかとと思われる。現在の工房は別子銅山の産業遺産を活用した貴重な施設であるが、冬季は利用できないなど立地面での制約もあって、利用者数が限られているものと思われる。工房を東平地区から端出場地区のマイントピア別子構内に移転するなど、観光施設としての利便性向上により利用拡大を図ることができないか検討されたい。

(運輸観光課)

<回答>

東平記念館には、銅及び別子銅山に関する資料を展示する歴史資料館と銅工芸の体験学習のための施設としてマイン工房を設置しております。マイン工房は、銅板レリーフを手軽に楽しんでいただける体験型観光施設として重要な役割を担っておりますが、ご指摘のとおり利用者が低迷している状況が続いております。現在、その管理は地方自治法に基づく指定管理者制度により（株）マイントピア別子が担っており、自社の自主的な取組として、今年の8月から繁忙期に、端出場でも銅板を使った体験工房を開設いたしております。今後、東平での利用者増加に向けた取組を指定管理者に促すとともに、端出場地区での体験工房の動向に注視しながら検討してまいります。

(3) 有限会社別子木材センターの経営について

有限会社別子木材センターの平成30年度決算については、約631万円の純損失金を出し、平成24年度決算以来6年ぶりの赤字となり、厳しい経営状況にあると思われる。

これまで中核事業として同社の経営を支えてきた階段材等の売上高が、需要の減少及び海外製品との競争激化等によって大きく落ち込んだ上、新しく始めた商材の仕入販売事業についても採算性が極めて厳しく、事業の将来性は楽観できない。

同社は地域住民の数少ない雇用の場であるとともに、本市が同社株式の98%超を保有している実情を鑑みると、その経営実態や将来見通し等について本市は強い関心を持って同社

の経営を検証し、必要に応じて同社に対し意見を具申すべき立場にある。同社を巡る経営環境の変化に十分留意し、同社に対し新規販売先の開拓や売上単価の改善、製造原価・諸経費の削減等経営改善のための計画を早急に策定、実施するよう指導、支援されたい。

(農林水産課)

<回答>

平成30年度決算における赤字の主な要因は、木材加工の売上シェアの約8割を占める主要取引先である住友林業クレスト（株）からの住宅向け階段回り部材の受注が前年比72.4%（△31,047千円）と見込みを大きく下回る大幅減収となったことと考えています。

受注減の原因としては近年続いている住宅の平屋比率の増加に加え、樹種の変更、同社のコスト削減による安い海外からの製品輸入及び内製化にシフトしていることが大きく影響していると思われ、この傾向は今後も継続していく可能性が高いと考えています。

その対応策としては、主要取引先として、今後も同社の顧客ニーズに沿った製品の製造に努め、新規製品の開発・販売を目指すとともに、1社だけに依存することがないように、売上回復に向けた販路拡大、マーケティング戦略の実行を進めていくことが必要であると考えており、令和元年11月から公益財団法人えひめ産業振興財団が実施している「えひめビジネスサポートネットワーク」を利用して、専門家派遣による木材加工部分の売上回復に向けた販路拡大、マーケティング戦略策定から実行活動の支援を受けています。今後は、同社がその結果を踏まえて、別子山地区市有林の活用や工場の設備投資計画等を含む中長期的な経営計画を早急に策定、実施するよう指導、支援してまいります。

総務部

1 総務部の主な事務事業

(1) 総務課

- ア 告示及び公告に関すること。
- イ 公印の管守に関すること。
- ウ 文書の管理並びに収受、配布及び発送に関すること。
- エ 議案の作成及び配布に関すること。
- オ 条例、規則等の審査及び制定に関すること。
- カ 訴訟、不服申立て及び直接請求の処理に関すること。
- キ 情報公開の総合調整に関すること。
- ク 個人情報保護の総合調整に関すること。
- ケ 事務管理及び改善に関すること。
- コ 公平委員会の庶務に関すること。

(2) 人事課

- ア 職員の任免、分限及び賞罰に関すること。
- イ 職員の人事及び給与に関すること。
- ウ 職員の共済組合等に関すること。
- エ 職員の福利厚生に関すること。
- オ 各種委員会の委員の任免に関すること。
- カ 職員団体に関すること。
- キ 職員の定数及び定員の管理に関すること。
- ク 公務災害、労働安全及び衛生管理に関すること。
- ケ 職員研修の企画立案及び実施に関すること。
- コ 職員の健康推進に関すること。
- サ 行政組織に関すること。

(3) 契約課

- ア 入札（見積）参加業者の登録に関すること。
- イ 工事請負契約等に関すること。
- ウ 業務委託契約等に関すること。
- エ 物品の購入及び修理等の契約に関すること。
- オ 不用物品の処分に関すること。
- カ 工事の技術管理、施工管理及び検査に関すること。

(4) 管財課

- ア 市有財産の総括管理及び総合調整に関すること。
- イ 市有財産（用地を除く。）の取得及び登記に関すること。
- ウ 借地に関すること。

- エ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- オ 財産整理に関すること。
- カ 庁舎及び庁舎敷地の管理に関すること。
- キ 庁内の案内に関すること。
- ク 庁内の警備及び宿日直に関すること。
- ケ 庁用自動車の管理に関すること。

(5) 市民税課

- ア 市（個人及び法人）、県民税（個人）の賦課に関すること。
- イ 軽自動車税の賦課に関すること。
- ウ 市たばこ税及び入湯税の賦課等に関すること。
- エ 市民税の諸証明に関すること。
- オ 固定資産評価審査委員会の庶務に関すること。

(6) 資産税課

- ア 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- イ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- ウ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- エ 課税台帳等の閲覧及び縦覧並びに固定資産税の諸証明に関すること。

(7) 収税課

- ア 市税の徴収に関すること。
- イ 納税貯蓄組合に関すること。
- ウ 口座振替に関すること。
- エ 市税の還付及び充当に関すること。
- オ 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- カ 納税証明に関すること。

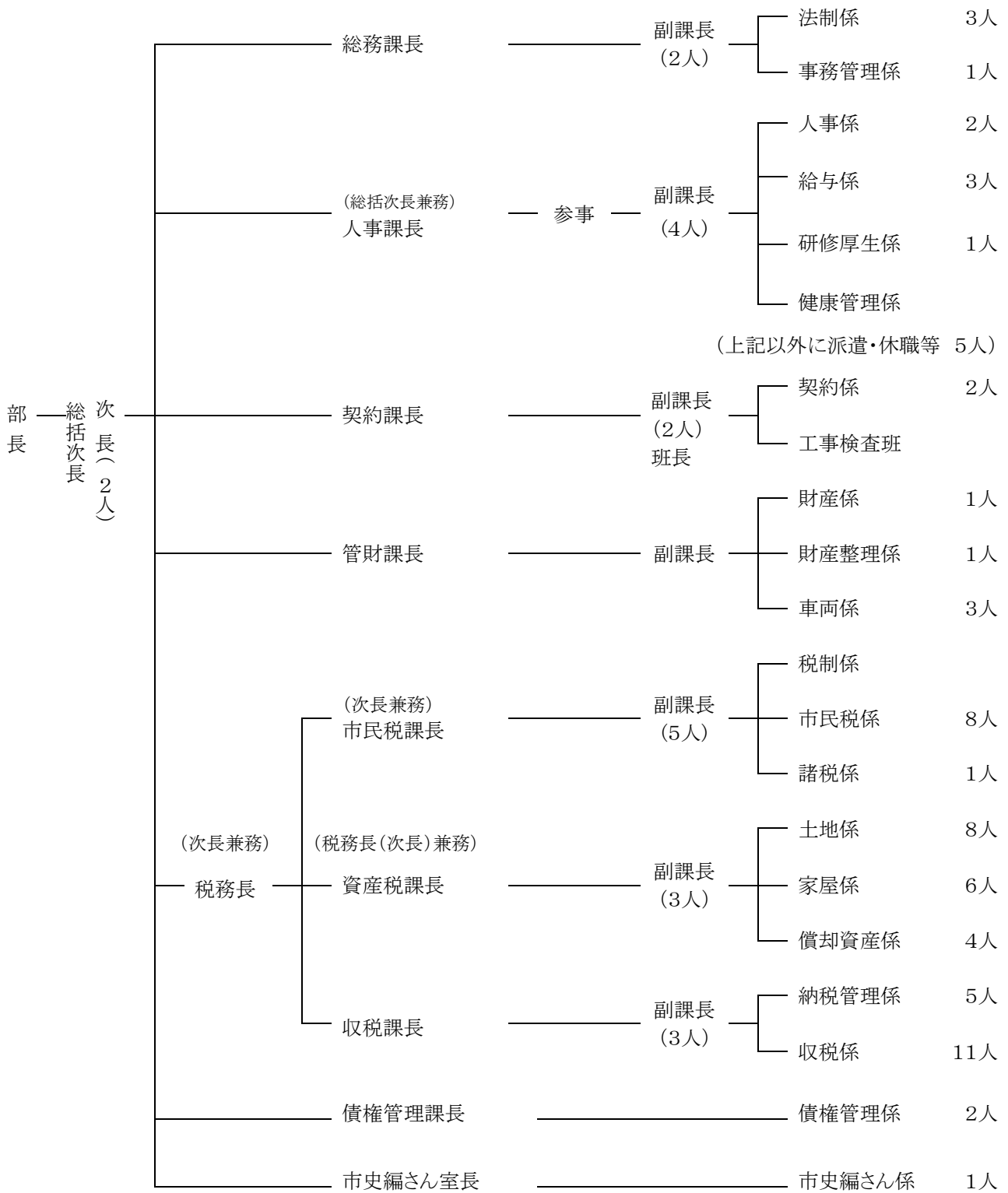
(8) 債権管理課

- ア 市債権の適正管理に関すること。
- イ 債権管理及び徴収に係る調査研究並びに総合的な調整に関すること。
- ウ 未収債権の徴収に係る支援、助言等に関すること。
- エ 特定の未収債権の徴収に関すること。

(9) 市史編さん室

- ア 市史編さんに関すること。

2 職員の配置状況 99人（平成31年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 職員定数と実人員の状況 (平成31年4月1日現在)

(単位：人)

部 局 の 別	定 数	実 数	過不足	臨時職員 非常勤職員
議会の事務部局	10	9	△1	0
市長の事務部局	615	612	△3	279
消防長の事務部局	134	134	0	1
教育委員会の事務部局	45	45	0	363
教育委員会の所管に属する 学校その他の教育機関	64	46	△18	
選挙管理委員会の事務部局	4	3	△1	4
監査委員の事務部局	3	3	0	1
農業委員会の事務部局	7	6	△1	1
上下水道局	68	58	△10	3
派遣職員	6	2	△4	0
計	956	918	△38	652

4 職員の任用及び退職の状況 (平成30年度)

(単位：人)

任 用	退 職					
	定 年	早 期	自己都合	死 亡	その他	計
35	26	3	5	0	0	34

注 再任用、国との人事交流職員（割愛）、学校指導主幹の異動等は含まない。

5 工事請負契約の状況 (平成30年度)

契約方法	件数 (件)	金額 (千円)	平均落札率 (%)
一般競争入札	1	693,360	99.97
事後審査型一般競争入札	53	2,118,440	92.25
指名競争入札	234	1,556,941	95.05
随意契約	53	1,201,432	96.81
計	341	5,570,173	94.90

注 水道局及び港務局分を含む。

6 物品購入契約の状況（平成30年度）

件数（件）	金額（円）
3,256	300,430,849

注 単価契約は含まない。

7 市税の徴収状況

ア 税目別徴収状況（平成30年度）

（単位：円）

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	徴収率（%）
市民税	7,738,494,845	7,616,337,658	11,686,358	83,000	110,553,829	98.42
固定資産税	8,997,401,022	8,765,842,104	18,917,195	0	212,641,723	97.43
国有資産等 所在市交付金	11,544,400	11,544,400	0	0	0	100
軽自動車税	404,581,538	379,263,749	1,994,571	0	23,323,218	93.74
市たばこ税	800,015,277	800,015,277	0	0	0	100
都市計画税	1,198,834,743	1,168,805,125	2,523,631	0	27,505,987	97.50
入湯税	518,700	518,700	0	0	0	100
計	19,151,390,525	18,742,327,013	35,121,755	83,000	374,024,757	97.86

イ 徴収率等の推移（平成26～30年度）

（単位：円）

年度		26	27	28	29	30
現年度	調定額	18,912,412	19,261,732	18,629,634	19,176,229	18,741,004
	割合（%）	96.58	97.01	97.19	97.73	97.86
滞繰分	調定額	669,284	593,702	537,816	446,043	410,386
	割合（%）	3.42	2.99	2.81	2.27	2.14
全体徴収率		96.62	97.03	97.19	97.70	97.86

ウ 差押件数の推移（平成26～30年度）

年度	26	27	28	29	30
差押件数（件）	789	746	944	927	781

▼徴収率向上の具体策として次の事項を強化・推進した。

- ① 換価価値の高い資産の差押
- ② 未納の市税等債務の承認書の提出
- ③ 差押不動産の対面式公売及び軽自動車のインターネット公売
- ④ 法人課税のうち、特徴・法人市民税税割・償却資産の徴収の強化

8 平成30年度に実施した主な事業

(1) コンビニ収納事業費

納付者の利便性の向上と納付機会の拡大のため、平成31年度からそれまでの軽自動車税（平成25年度～）に加えて、市県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料のコンビニエンスストア（以下コンビニ）での支払いを開始するため、コンビニ用納付書及び通知書の印刷他、準備作業を行った。予定通りに、平成31年4月から納付拡大することができ、さらなる市民サービスの向上、納期内納付の増加につながった。

＜事業費＞ 5,241,233円

(2) 債権管理対策費

平成22年9月に策定した新居浜市債権管理計画を平成30年9月に改定し、本市債権の適正な管理と的確な回収に取り組むため、滞納整理における進行管理について規定し、また、目標数値の設定による収入率向上等の方針を修正、追加した。

平成28年4月1日に施行された債権管理条例に基づき、非強制徴収公債権及び私債権の担当課との共同法的措置の取組、また回収不能となっている私債権の債権放棄手続きを行った。

共同法的措置は、平成30年12月から担当課だけでは回収困難である13件、約915万円の滞納整理を実施し、年度末までに約124万円を回収した。

債権放棄に関しては、平成31年3月に3債権、179人の約1,451万円の債権を放棄した。

これらの結果、合計約1,575万円の滞納債権の整理を行った。

＜事業費＞ 261,531円

9 指摘事項及び回答内容（回答は令和2年3月16日付け）

(1) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、システムへの入力誤り及びシステムエラーによる支給額の過払いや不足が生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（総務課、資産税課）

＜回答＞

時間外勤務システムのエラーについては既にシステムを改修いたしました。（人事課）

また、支給額の過払い及び不足については、該当者に通知し、過払い金額の請求及び不足額の支給の手続きを直ちに行い、3月分で調整いたしました。

今後におきましては、勤務実績出力データに誤りがないか時間外勤務命令者や管理職のチェック体制を強化いたします。

(2) 電子媒体等に保存された公文書の取扱いについて

新居浜市文書規程第22条では、「完結した文書は、簿冊に編さんして適切に保存しなければならない。ただし、保存のため必要があるときは、（中略）電子媒体等に保存することをもってこれに代えることができる。」とされている。

すでに、公文書を電子媒体等に保存している課所があるが、その保存方法や保存場所が適切でないとと思われるものも見受けられる。原因としては、このような電磁的記録の保存方法や一定期間経過後の保存場所等についての基準が、明確に示されていないことによるものと思われる。

公文書に該当する電磁的記録については、改ざんや漏えい等の不適切な取扱いの防止、一定期間経過後の集中管理、移管のための長期保存フォーマットへの変換など、時の経過や利用状況に応じ、適切な保存及び利用を確保する必要があるため、保存場所や記憶媒体等についての具体的な基準を示し、適正な管理が行えるよう、文書規程の見直しも含めて検討されたい。

(総務課)

<回答>

新居浜市文書規程の規定により、電子媒体等に保存した電磁的記録のうち公文書に該当するものは、御指摘のとおり紙媒体の簿冊と同様に、その保存及び保管が一定の基準に基づいて処理される必要がございます。

これまで、電磁的記録の保存方法や保管場所につきましては、明確な基準がないままで、担当課の判断に委ねておりました。

国の「行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）」にも示されている時の経過、利用の状況等に応じ、電子文書の保存につきましては、適切な利用を確保するための場所、記録媒体についての前提条件を整える必要があります。

また、情報セキュリティの面も考慮に入れ慎重に検討する必要がありますことから、まずは現状を把握するとともに、他市の事例も調査し、本市における公文書に該当する電磁的記録の適切な保存及び保管場所、また、廃棄等について、具体的な基準の方向性を見定めてまいります。

(3) 提案活動の活性化について

職員提案制度実施要綱の施行（平成30年6月15日）を機に職員の提案・実施（以下、「提案等」という）の件数が大幅に増加した。これは市民サービスの向上や効果効率的な行政運営を目指して、現状よりも良い方法や施策はないか熟慮する職員が増えている証であり、本市が定めている「求められる職員像」の3C（チャレンジ、コスト、チェンジ）推進と軌を一にするものであろう。

については、こうした提案活動活性化の好ましい流れを引き続き促進し、仕事の改善、改革を常に考え、実行する前向きな職員の育成に資するよう、以下の事項に十分配慮し、対策を講じられたい。

ア 努力賞にとどまった提案者に対しても、所属長はその理由を説明し、労をねぎらうなど、本人の提案意欲が減退することのないよう十分配慮すること。

イ 「こんな些細な提案は恥ずかしい」という抑制的な気分が職員間に広がることのないよう、どんな小さな提案でも歓迎する風土の醸成に努めるとともに、結果として努力賞にとどまった小さな提案でも、有効かつ実施可能なものは実行すること。

ウ 提案者が特定の課所ないし職員に偏らないよう、管理職は部下職員が提案活動に積極的に参加するよう支援、指導すること。

(人事課)

<回答>

職員提案制度につきましては、平成30年度に制度の強化及び職員の有益な提案や自主的な

取組をより生かすために、職員提案制度と業務改善運動（提案）を一本化し、新たな職員提案制度として一体的に募集・評価を行っており、昨年度・本年度と多くの職員から提案・実施（以下「提案等」という）の提出がありました。

この制度につきましては、3C職員を目指すためのツールと考えており、職員が常に問題意識をもって課題解決に取り組み、それを提案等として提出し、評価される中で、小さな成功体験を積み重ねることによって、前向きな職員の育成につなげていきたいと考えております。

ア 努力賞にとどまった提案者に対しましては、今年度より一次審査の評価内容をお知らせするとともに、賞状を作成し所属長より授与いたしました。

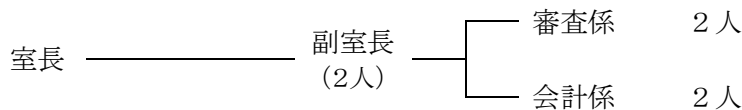
イ・ウ「職員提案制度事務局会」において毎年制度の見直しを行っており、小さな提案でも歓迎する風土の醸成、提案者が特定の課所又は職員に偏らないよう、管理職として部下職員が提案活動に積極的に参加する支援・指導をすることについて、更なる運用等の改善を検討してまいります。

出 納 室

1 出納室の主な事務事業

- (1) 現金、有価証券、物品の出納及び保管に関すること。
- (2) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (3) 支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関すること。
- (4) 決算の調製に関すること。
- (5) 小切手の振出しに関すること。
- (6) 資金計画に関すること。
- (7) 指定金融機関等に関すること。
- (8) 出納員及び会計職員に関すること。

2 職員の配置状況 7人（平成31年4月1日現在）



3 平成30年度に実施した主な事業

(1) 資金管理及び運用の効率化

定期預金の低金利が続いているため、公金管理基準を改正し、平成30年度から一部を除く基金を財政調整基金で一括運用した。各基金の預金に係る事務の効率化と預金及び債権運用利子の大幅な利子の増額となった。

利子収入推移

(単位：千円)

実績	預金利子	債券利子	合計	前年度比
平成30年度	1,803	25,377	27,180	21,606
平成29年度	2,049	3,525	5,574	3,244
平成28年度	2,330	0	2,330	

(2) 適正な公金収納管理の推進

公金の適正な管理を推進するため、現金収納担当課の収納状況について現地訪問を実施した。現地訪問することで、担当課の不備を個別に指摘でき事務改善が図られることで、公金事務マニュアルや会計規則に基づいた適正な管理が行われるようになった。

(現地実施課所)

別子銅山記念図書館、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、広瀬歴史記念館

4 指摘事項

特になし